(証券コード8006)
平成29年６月６日

株 主 各 位

千葉県船橋市宮本四丁目18番６号
ユアサ・フナショク株式会社
代表取締役社長　諸　澤　隆　芳

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第46回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月28日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月29日（木曜日）午前10時
２．場　　所　千葉県船橋市本町１丁目10番10号
船橋商工会議所会館６階（大ホール）
（末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項
１．第46期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第46期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　株式併合の件
第３号議案　定款一部変更の件
第４号議案　取締役９名選任の件
第５号議案　当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎　株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.yuasa-funashoku.com/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、政府の経済政策を背景に企業業績や雇用環境が緩やかな回復を続けましたが、個人消費は回復が遅れ、また、海外情勢を要因として為替市場が不安定に推移するなど、景気の先行きは不透明な状況にありました。

食品流通業界におきましては、個人消費が伸び悩むなか、商品価格の改定が行われるなど、企業間競争は一段と厳しい状況が続きました。

ビジネスホテル業界におきましては、訪日外国人の増加に伴う宿泊需要や国内の観光需要に支えられ順調に推移しましたが、都心部においては競合するホテルの開業が相次ぐ状況にありました。

このような状況のなかで、当社グループは引き続き、地域に密着した営業を展開するとともに、商事部門では物流の効率化、ホテル部門では客室のリニューアルなどを行ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は1,051億48百万円（前期比0.7％増）、営業利益は18億３百万円（前期比1.6％減）、経常利益は20億41百万円（前期比0.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は13億67百万円（前期比3.8％増）となりました。

事業部門別セグメントの概況は次のとおりであります。

商事部門

商事部門におきましては、健康志向や機能性を意識した商品に関心が高まるなか、付加価値、値ごろ感のある商品の品揃えに注力しましたが、消費者の節約志向が継続しており販売競争は一段と厳しいものとなりました。

このようななかで、商品供給を的確に行うとともに、新規取引の獲得、新商材の提案などを積極的に行ってまいりました。

部門別の売上高は、食品では、酒類の販売が低迷しましたが、加工食品、冷凍・チルド商品、菓子、砂糖がいずれも増収となりました。業務用商品では、食品原料の油脂は販売数量が増加し増収となりましたが、小麦粉が販売数量は前期並みとなりましたが価格低下により減収となりました。また、非食品部門では化成品が増収となりましたが、燃料が価格低下により減収と

なりました。飼料畜産では、飼料は養豚、養鶏の生産者向けに販売数量が増加しましたが、価格低下により減収となりました。畜産は成豚集荷頭数、食肉販売が低調に推移したことにより減収となりました。米穀では、販売数量は減少しましたが、需要が高い低価格米が高値に推移したことなどから前期並みとなりました。

その結果、商事部門の売上高は1,004億53百万円（前期比0.7%増）となりました。

ホテル部門

ホテル部門におきましては、パールホテル茅場町のリニューアルによる休館、ボウリング場施設（千葉県船橋市）の閉館などに加え、競合ホテルの出店による競争などがありましたが、引き続き訪日外国人客の宿泊需要の取込みに加え、国内の団体客、観光利用客、一般利用客も堅調に推移しました。

その結果、ホテル部門の売上高は39億47百万円（前期比0.2%減）となりました。

不動産部門

不動産部門におきましては、賃貸料収入として売上高は７億47百万円（前期比1.2%増）となりました。

部門別の売上高

（単位：百万円）

区分	前期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）		当期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）		前期比
	金額	構成比	金額	構成比	
食品（酒類・飲料含む）	65,225	62.4%	67,071	63.8%	102.8%
業務用商品	14,840	14.2%	14,617	13.9%	98.5%
飼料・畜産	12,373	11.9%	11,462	10.9%	92.6%
米穀	7,312	7.0%	7,301	6.9%	99.8%
商事部門計	99,752	95.5%	100,453	95.5%	100.7%
ホテル部門	3,953	3.8%	3,947	3.8%	99.8%
不動産部門	739	0.7%	747	0.7%	101.2%
合計	104,445	100.0%	105,148	100.0%	100.7%

（注）１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．不動産部門の売上高は賃貸料収入であります。

⑵ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

⑶ 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資等の総額はリースを含めて２億91百万円であります。主な内容は、ホテル部門のリニューアルに伴う設備投資であります。

⑷ 対処すべき課題

今後につきましては、引き続き政府の経済・金融政策による景気の回復が期待されますが、海外景気や個人消費の動向など、先行き不透明な状況に推移すると思われます。

食品流通業界におきましても、人口減少や少子高齢化、将来への不安感、雇用・所得環境の動向などから消費者の節約志向は続くものと思われます。

また、ビジネスホテル業界におきましても、持続的な景気回復に伴う一般のビジネス利用客の拡大、訪日外国人の増加が期待されるなかで、近隣ホテルとの競争はますます激化するものと思われます。

このような状況のなかで当社グループは、商事部門では、加工食品、低温食品、酒類、業務用商品、飼料畜産、米穀のフルライン体制の強みを生かすなかで、商品供給を的確に行うとともに、物流業務の効率化を図ってまいります。また、食品の品質に対する消費者意識が高まるなか、より安全・安心な商品の取扱いを進めてまいります。

ホテル部門では、快適で魅力ある客室の提供並びにクオリティの高いサービスの提供に努め、集客力の向上に取り組んでまいります。また、業務の効率化を行い収益の確保を図ってまいります。

不動産部門では、安定的な収益確保に努めてまいります。

これら各部門の取り組みに加え、財務体質の強化を図り、一段と厳しさを増す経営環境に耐えうる強固な企業体質を構築してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区分	第43期	第44期	第45期	第46期
	25.4～26.3	26.4～27.3	27.4～28.3	28.4～29.3
売上高(百万円)	107,808	101,892	104,445	105,148
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,343	1,177	1,316	1,367
1株当たり当期純利益(円)	29.65	26.18	29.28	30.42
総資産(百万円)	48,482	49,555	49,977	53,289
純資産(百万円)	25,008	27,053	27,333	29,262

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ユアサフナショク･リカー株式会社	52百万円	100.0%	酒類卸売業
株式会社ニュー･ノザワ･フーズ	50	100.0	米穀卸売業
ワイ・エフ物流株式会社	25	100.0	運送業
ワイ・エフ石油株式会社	25	100.0	揮発油販売業
ホテルサンライト株式会社	10	100.0	ビジネスホテル業
ワイケイフーズ株式会社	40	62.5	食品卸売業
太陽商事株式会社	180	57.5	酒類卸売業
東京太陽株式会社	30	57.5	飼料卸売業

(注) 東京太陽株式会社は、太陽商事株式会社の100%子会社であります。

⑺ 主要な事業内容

区分	主要な事業内容
商事部門	食品(酒類･飲料含む)、業務用商品、飼料･畜産、米穀の販売
ホテル部門	ビジネスホテル、飲食店の経営
不動産部門	不動産の賃貸

⑻ 主要な営業所及び工場

① 当社

地域及び営業所数		名称及び所在地
営業所	千葉県(４店)	本社(船橋市)、千葉支店(八街市) 旭支店(旭市)、松戸支店(流山市)
	東京都(５店)	東京支店(墨田区)、パールホテル両国(墨田区) パールホテル茅場町(中央区)、パールホテル葛西(江戸川区) パールホテル八重洲(中央区)
	埼玉県(２店)	埼玉支店(熊谷市)、草加物流センター(草加市)
	神奈川県(３店)	横浜支店(横浜市)、パールホテル溝ノ口(川崎市) パールホテル川崎(川崎市)
	群馬県(１店)	パールホテル太田(太田市)
	兵庫県(１店)	関西支店(神戸市)
工場	千葉県(１工場)	高瀬精米工場(船橋市)

(注) パールプラザ（千葉県船橋市）は、平成28年７月31日に閉館いたしました。

② 子会社

会社名	所在地
ユアサフナショク・リカー株式会社	千葉県市川市
株式会社ニュー・ノザワ・フーズ	東京都東村山市
ワイ・エフ物流株式会社	千葉県八街市
ワイ・エフ石油株式会社	千葉県船橋市
ホテルサンライト株式会社	東京都新宿区
ワイケイフーズ株式会社	千葉県船橋市
太陽商事株式会社	神奈川県横須賀市
東京太陽株式会社	東京都中央区

⑼ 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
商事部門	263（202）名	9名減 （9名増）
ホテル部門	84（225）	1名増 （20名増）
管理部門	29 （－）	－ （－）
合計	376（427）	8名減 （29名増）

（注）1．従業員数は、就業人員であり、月間158時間換算による臨時従業員は（ ）内に外数で記載しております。
2．不動産部門は、各部門の従業員が兼務しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
258名	－	42.10歳	19.06年

（注）従業員数には、使用人兼務取締役及び月間158時間換算による臨時従業員214名（前期末比12名増）は含まれておりません。また、出向者を除いております。

⑽ 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社千葉銀行	900百万円
株式会社千葉興業銀行	600
株式会社常陽銀行	300
日本生命保険相互会社	243

⑾ その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

① 発行可能株式総数　98,500,000株
② 発行済株式の総数　44,954,001株（自己株式4,023,230株を除く。）
③ 株主数　3,768名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
昭和産業株式会社	3,345千株	7.4%
株式会社榎本武平商店	2,404	5.3
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,295	5.1
株式会社千葉銀行	2,233	4.9
株式会社千葉興業銀行	2,232	4.9
双日食料株式会社	2,111	4.6
HSBC BANK PLC A/C MARATHON FUSION JAPAN PARTNERSHIP LP（常任代理人　香港上海銀行東京支店　カストディ業務部）	1,912	4.2
三井住友信託銀行株式会社	1,455	3.2
日本生命保険相互会社	1,185	2.6
東京海上日動火災保険株式会社	1,158	2.5

（注）1．当社は、自己株式4,023千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2．持株比率は自己株式を控除し、小数点第２位以下を切り捨てて表示しております。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	上田　弘	
代表取締役社長	諸澤　隆芳	
専務取締役	小梛　一義	商事部門統括、東京支店長
専務取締役	遠藤　順士	業務用商品本部、飼料畜産本部担当
常務取締役	山田　共之	食品本部長、米穀本部担当
常務取締役	黒坂　幸夫	管理本部長、経営企画室長
常務取締役	和泉　正則	ホテル事業本部長、 ホテルサンライト株式会社代表取締役社長
取締役	白鳥　剛	千葉支店長、低温食品本部長
取締役	和氣　満美子	弁護士
取締役	奥田　良三	業務用商品本部長、食品原料部長、開発室長
常勤監査役	吉富　聰	
監査役	篠原　啓慶	公認会計士
監査役	野澤　務	ちばぎんディーシーカード株式会社取締役会長
監査役	安良　博男	ちば興銀コンピュータソフト株式会社監査役

(注) 1．取締役和氣満美子氏は、社外取締役であります。
2．監査役篠原啓慶氏、野澤　務氏、安良博男氏は、社外監査役であります。
3．監査役篠原啓慶氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．当社は、取締役和氣満美子氏、監査役篠原啓慶氏を株式会社東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5．平成29年４月１日付で取締役の担当を以下のとおり変更いたしました。
　取締役　奥田良三　業務用商品本部長、開発室長

⑵ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支払人員	支払額
取締役	10名	176百万円
（うち社外取締役）	(1)	(4)
監査役	6	17
（うち社外監査役）	(5)	(9)
合計	16	193

（注）1．使用人兼務取締役の取締役の支給額には、使用人分給与（賞与含む。）17百万円は含まれておりません。
2．取締役の報酬額は、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬額は、年額36百万円以内であります。

⑶ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑷ 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	重要な兼職の状況
監査役	野澤　務	ちばぎんディーシーカード株式会社取締役会長
監査役	安良博男	ちば興銀コンピュータソフト株式会社監査役

（注）上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	和氣 満美子	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席いたしました。取締役会において、弁護士としての専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
監査役	篠原 啓慶	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会13回のすべてに出席いたしました。取締役会において、公認会計士としての専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。また、監査役会において、監査に関する重要事項の協議等を行い、代表取締役、会計監査人との意見交換を行うとともに、適宜事業所、グループ会社の視察等を行っております。
監査役	野澤 務	平成28年６月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回、監査役会10回のすべてに出席いたしました。取締役会において、企業経営者としての豊富な経験から適宜、必要な発言を行っております。また、監査役会において、監査に関する重要事項の協議等を行い、代表取締役、会計監査人との意見交換を行うとともに、適宜事業所、グループ会社の視察等を行っております。
監査役	安良 博男	平成28年６月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回、監査役会10回のすべてに出席いたしました。取締役会において、企業経営者としての豊富な経験から適宜、必要な発言を行っております。また、監査役会において、監査に関する重要事項の協議等を行い、代表取締役、会計監査人との意見交換を行うとともに、適宜事業所、グループ会社の視察等を行っております。

5．会計監査人に関する事項

⑴ **名　称**　　仰星監査法人

⑵ **報酬等の額**

区　　分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ **会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

会計監査人が職務上の義務に違反するなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときには、監査役会は会社法第340条の規定により会計監査人の解任を決定いたします。また、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断されるときには、監査役会は会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

⑷ **責任限定契約に関する事項**

該当事項はありません。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

（1）業務の適正を確保するための体制についての決定内容

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりです。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ｱ) 取締役は法令遵守、企業倫理を念頭に置き、コンプライアンスマニュアル、行動規範に基づいて、職務を執行する。

(ｲ) 取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を取締役会に報告する。

(ｳ) 社外監査役による客観的な視点からのアドバイスを通じて、取締役会は適正な判断を行う。

(ｴ) 取締役は、他の取締役の法令または定款違反の行為を発見した場合は、直ちに取締役会及び監査役会、コンプライアンス委員会に報告する等体制を強化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書、協議書その他の業務の執行状況を示す主要な文書の取扱いに関しては、文書管理規程に従い保存管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ｱ) 事業活動における様々なリスクを想定したリスク管理規程を整備し、取締役及び使用人に各リスク認識を周知徹底し、リスク発生の未然防止に努める。

(ｲ) 大規模な事故や災害等、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応をとり、損害の拡大化を抑え、正常な状態への回復に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月１回開催し、担当取締役より業務執行に関する報告を受け、重要事項を審議するとともに、役付取締役で構成される常務会、役付取締役、各本部長で構成される本部長会議を原則毎月２回開催し、業務全般にわたる迅速な意思決定と情報の共有化を図る体制をとる。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ｱ) コンプライアンスマニュアル、行動規範に基づいて職務を遂行する。

(ｲ) 公益通報者保護法に基づいた内部通報制度を制定し、万一コンプライアンス違反があった場合は誰でも報告できる体制を作る。

⑥ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

独立した事業会社として自主性を尊重するものの企業集団としての業務の適正を確保するために、関係会社管理規程に基づき子会社を管理し、子会社は子会社協議・報告基準に基

づいて当社へ協議・報告する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、速やかに対応し、補助担当者を充当する。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助担当者は監査役の職務を補助する業務については、取締役の指揮命令系統から外れ、独立性を保つ。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は取締役会にて、常勤監査役に報告し、常勤監査役は監査役会でその他の監査役に報告する。その他必要に応じ、随時、取締役は常勤監査役に報告し、常勤監査役はその他の監査役に報告する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役はいつでも必要に応じ、取締役及び使用人に対して報告を求め、調査を要請できるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備、運用につき継続的な確認をしております。

当事業年度の開始時には、子会社を含む全部門の幹部社員で構成する合同幹部会を開催し、経営方針、経営課題、経営目標等を説明し、全役職員の認識の統一を図っております。

期中においては、コンプライアンス委員会を２回開催し、また、コンプライアンス点検シートによる法令順守の実施状況の確認を行っております。

リスク発生の未然防止については、リスク管理委員会を２回開催しリスク発生可能性の検証を行っております。また、当社グループの製品表示が適正に行われていることの確認のため、品質表示管理委員会を毎月２回開催し確認を行っております。

事業年度を通して、監査室による内部統制の整備・運用状況の評価を行い、是正が必要な重大な事項がないことを確認しております。

7．会社の支配に関する基本方針

⑴　基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、株式市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大量買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様の意思に基づいて判断されるべきものと考えております。

しかしながら、株券等の大量買付行為のなかには、その目的等から見て企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大量買付行為の内容等について検討しあるいは代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大量買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、外部者である大量買付者が大量買付行為を行う場合に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、大量買付者の情報を把握した上で、大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付行為が強行される場合には、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

⑵　取組みの具体的な内容の概要

この取組みは、当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に向上させるべく十分に検討されたものであります。したがって、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

① 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和12年に肥料・米・雑穀・小麦粉・飼料等の販売を目的に設立された株式会社湯浅商店を母体とし、食品流通事業として食文化、食生活の変遷とともに多様な商品を取り扱い、また、安心・安全な商品の供給を通じて地域の生活者の健康で豊かな食生活に貢献していくことを経営の基本として事業展開をしてまいりました。

一方、安定した収益を確保するため、昭和42年に不動産の賃貸事業、昭和46年にビジネスホテル事業を開始し、これら３つの事業を中心に、企業価値を向上させてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、食品流通事業においては、千葉県を中核とした首都圏での中堅・中小スーパーを中心とした販売網、きめ細かい対応を行う営業・物流網及び長年にわたって培われた多くの食品メーカー等との信用を背景とした食品（酒類・飲料を含みます。）、業務用食材、自社精米商品並びに小麦粉、油脂、砂糖等の原材料、加えて飼料、畜産物等の豊富な品揃えにあります。ビジネスホテル事業においては、東京都、神奈川県を中心に利便性の高い駅前の好立地に展開するビジネスホテル及び快適な客室を提供する運営ノウハウにあります。不動産賃貸事業においては、賃貸ビル等による安定収益にあります。

そしてこれらの企業価値の源泉の根幹には、長年にわたって築きあげてきたお取引先、お客様との堅い信頼関係や中長期的な人材育成により培われた従業員の優秀な業務遂行能力及び従業員一人ひとりがその能力を存分に発揮することのできる企業風土があります。

当社は、これら当社の企業価値の源泉を今後も継続して発展させていくことが、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

② 企業価値向上のための取組み

当社は、企業価値の向上に向けた取組みとして、食品流通事業においては、消費者の生活圏にある中堅・中小食品スーパーを中心にドラッグストアー、ホームセンター等への営業を展開するとともに、少子高齢化、人口減少等の構造的変化が進み、食生活も一層多様化するなか、常に変化していく顧客ニーズに的確に対応し、物流機能、情報機能、リテールサポート機能等の卸売機能の強化を図っております。また、食品の安全に対する関心が高まるなか、お取引先とともに安心・安全な商品の供給を通じて地域の生活者の健康で豊かな食生活に貢献してまいります。

また、総合食品商社として、食品（酒類・飲料を含みます。）、低温食品、業務用商品、飼料畜産、米穀の部門構成のなかで、お取引先が必要とする食品のすべての品揃えに応えるフルライン体制を強化するとともに、食品メーカーへ小麦粉、油脂、砂糖等の原材料を販売しそのメーカーの商品を販売する取組み、養豚養鶏の生産者に飼料を販売しその生産物を食肉加工メーカーに販売する取組み等に加え、米穀は自社工場による精米商品の製造を拡充するなど、食に関わる多様なお取引のなかで、営業基盤の強化を図っております。

ビジネスホテル事業においては、設備の充実を継続的に行うとともに、接遇の向上を図るなかで快適で魅力ある客室を提供しております。また、ビジネス客、観光客等の国内利用に加え、中国・韓国・台湾を中心とする海外からの旅行者の集客にも努め、稼働率の維持、向上を図り収益を確保し、また、収益性を重視するなかで事業の拡大を図ってまいります。

不動産賃貸事業においては、安定的な収益の確保に努めてまいります。

当社は、これらの事業を３本の柱と位置付けて、食品流通事業を中心に、ビジネスホテル事業、不動産賃貸事業を行う総合食品商社として、安定した業績と健全な財務体質を築くことにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に取り組んでまいります。

③ コーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

当社は、継続的に企業価値を高めるため、経営の効率化、判断の迅速化を進めるとともに、経営チェック機能の充実及び適時かつ適切な情報開示を行い経営の透明性を高めることを重要な課題と位置付けております。

また、当社の事業内容は、お取引先から信頼を得ることが経営上の重要事項であります。そのため、当社は、監査役会設置会社として、取締役が業務執行を直接担当することで、経営者がお取引先との関係をより身近に感じ、経営に反映させることができる会社形態をとっております。

業務執行については、経営上の最高意思決定機関である取締役会を毎月１回開催しており、役付取締役で構成される常務会及び役付取締役、各本部長で構成される本部長会議を原則毎月２回開催し、業務全般にわたる迅速な意思決定と情報の共有化を図っております。

経営チェック機能としては、監査役は４名中３名を社外監査役としており、透明性の高い公正な経営監視体制の確立に努めております。

なお、当社は、従来から取締役の解任について、会社法の原則（会社法第339条第１項、第341条）に従い、議決権の過半数を有する株主の皆様が株主総会に出席し、かつその議決権の過半数を有する株主の皆様が当社の現行の経営陣に反対された場合には、いつでもこれを交代させることが可能である、という普通決議によることとしております。

④ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株券等に対する大量買付行為（当社の株券等に対する20%以上の買付けその他の有償の譲受けまたはその提案をいいます。以下同じとします。）が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資するものであるか否かを株主の皆様に適切に判断していただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者（大量買付行為を行いまたは行おうとする者をいいます。以下同じとします。）及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善

させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、平成26年５月13日開催の取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の具体的内容（以下「本プラン」といいます。）を決定し、平成26年６月27日開催の当社第43回定時株主総会にて、株主の皆様より承認、可決され、本プランを導入いたしました。本プランの有効期間は平成29年３月期に関する定時株主総会終結の時までであります。

本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を害すると判断される場合の対抗措置を定めており、その概要は以下のとおりであります。

イ　本プランに係る手続の設定

本プランは、大量買付行為が行われる場合に、大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為の内容の検討に必要な情報の提供を求め、当該大量買付行為についての情報の収集及び検討のための一定の期間を確保した上で、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示するなどの対応を行っていくための手続を定めています。

ロ　新株予約権無償割当て等の対抗措置

本プランは、大量買付者に対して当該所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続きに従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様に当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

ハ　独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続きが遂行されたか否か、並びに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の委員は、３名以上５名以下とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役または執行役として経験のある社外者等のなかから選任されるものとします。

ニ　情報開示

当社は、本プランに基づく手続きを進めるにあたって、大量買付行為があった事実、大量買付者から十分な情報が提供された事実、独立委員会の判断の概要、対抗措置の実施または不実施の決定の概要、対抗措置の実施に関する事項その他の事項について、株主の皆様に対し、適時かつ適切に開示します。

ホ　本プランの合理性

当社は、以下の理由により本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ａ）買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること
ｂ）企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること
ｃ）株主意思を重視するものであること
ｄ）独立性の高い社外者の判断の重視
ｅ）合理的な客観的要件の設定
ｆ）独立した地位にある第三者の助言の取得
ｇ）デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

（注）当社は、第46回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランを更新する予定です。

連結貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
＜資産の部＞		**＜負債の部＞**	
流動資産	**26,270**	**流動負債**	**21,745**
現金及び預金	7,533	支払手形及び買掛金	16,139
受取手形及び売掛金	13,158	短期借入金	3,453
商品及び製品	1,530	未払法人税等	416
仕掛品	31	賞与引当金	79
原材料及び貯蔵品	608	ポイント引当金	8
繰延税金資産	75	その他	1,647
未収入金	3,297	**固定負債**	**2,282**
その他	67	社債	25
貸倒引当金	△32	長期借入金	94
固定資産	**27,019**	退職給付に係る負債	649
(有形固定資産)	(15,355)	長期未払金	168
建物及び構築物	4,335	役員退職慰労引当金	9
機械装置及び運搬具	287	厚生年金基金解散損失引当金	9
土地	10,446	環境対策引当金	23
その他	286	その他	1,302
(無形固定資産)	(161)	**負債合計**	**24,027**
ソフトウェア	49	**＜純資産の部＞**	
のれん	67	**株主資本**	**26,278**
その他	45	資本金	5,599
(投資その他の資産)	(11,501)	資本剰余金	5,588
投資有価証券	8,755	利益剰余金	15,960
差入保証金	2,321	自己株式	△869
繰延税金資産	31	**その他の包括利益累計額**	**2,579**
その他	531	その他有価証券評価差額金	2,626
貸倒引当金	△139	退職給付に係る調整累計額	△46
		非支配株主持分	**403**
資産合計	**53,289**	**純資産合計**	**29,262**
		負債・純資産合計	**53,289**

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**105,148**
売上原価	**93,552**
売上総利益	**11,596**
販売費及び一般管理費	**9,793**
営業利益	**1,803**
営業外収益	**273**
受取利息	24
受取配当金	182
持分法による投資利益	17
その他	49
営業外費用	**35**
支払利息	31
その他	4
経常利益	**2,041**
特別利益	**52**
投資有価証券売却益	5
固定資産売却益	26
厚生年金基金解散損失引当金戻入額	19
特別損失	**45**
固定資産処分損	37
減損損失	7
税金等調整前当期純利益	**2,048**
法人税、住民税及び事業税	652
法人税等調整額	△0
法人税等合計	**652**
当期純利益	**1,396**
非支配株主に帰属する当期純利益	28
親会社株主に帰属する当期純利益	**1,367**

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,599	5,576	15,042	△867	25,350
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△449		△449
親会社株主に帰属する当期純利益			1,367		1,367
自己株式の取得				△1	△1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		11			11
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	11	917	△1	927
当期末残高	5,599	5,588	15,960	△869	26,278

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,579	12	1,591	391	27,333
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△449
親会社株主に帰属する当期純利益					1,367
自己株式の取得					△1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					11
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,046	△58	988	12	1,000
連結会計年度中の変動額合計	1,046	△58	988	12	1,928
当期末残高	2,626	△46	2,579	403	29,262

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

⑴　連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

・連結子会社の数　　８社

・連結子会社の名称　　ワイ・エフ物流株式会社
ワイ・エフ石油株式会社
ユアサフナショク・リカー株式会社
株式会社ニュー・ノザワ・フーズ
太陽商事株式会社
東京太陽株式会社
ホテルサンライト株式会社
ワイケイフーズ株式会社

②　非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　　ワイ・エフ・エージェンシー株式会社

・連結の範囲から除いた理由　　非連結子会社３社は、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも小規模であり、かつ全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

⑵　持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数　　１社

・会社等の名称　　日本畜産振興株式会社

②　持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　　ワイ・エフ・エージェンシー株式会社

・持分法を適用しない理由　　非連結子会社３社については、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

③　持分法適用手続きに関する特記事項

日本畜産振興株式会社の決算日は６月30日でありますが、12月31日にて仮決算を行っております。また、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

⑶ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社太陽商事株式会社の決算日は２月28日であります。連結計算書類の作成に当たっては決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

⑷ 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・時価のあるもの　決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

ロ．デリバティブ　時価法

ハ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品　月別移動平均法による原価法

・原材料・仕掛品　月別移動平均法による原価法

・貯蔵品　最終仕入原価法

貸借対照表価額については収益性の低下に基づいて簿価切下げの方法により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　定率法によっております。

ただし、精米工場の建物・構築物・機械装置、ホテル部門の建物・構築物及び平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）及び投資その他の資産

・自社利用のソフトウェア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産　定額法によっております。

ハ．リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については財務内容評価法またはキャッシュ・フロー見積法によって、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込み相当額を計上しております。

ハ．ポイント引当金　将来のポイント使用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、過去の使用実績から将来使用されると見込まれる金額に基づき、計上しております。

二．役員退職慰労引当金　一部の連結子会社は役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規による期末要支給額に基づき役員退職慰労引当金を計上しております。

ホ．厚生年金基金解散損失引当金　厚生年金基金解散に伴い発生が見込まれる損失に備えるため、解散時の損失等の当連結会計年度末における合理的な見積額を計上しております。

ヘ．環境対策引当金　ＰＣＢ廃棄物の処理に関する支出に備えるため、当連結会計年度末において、合理的に見積もることができる額を計上しております。

④　その他連結計算書類作成のための重要な事項

・消費税等の会計処理　税抜処理によっております。

⑸　退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

⑹　のれんの償却額に関する事項

のれんは15年間で均等償却しております。

2．会計方針の変更

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

4．連結貸借対照表に関する注記

⑴　担保に供している資産

定期預金	68百万円
建物	475百万円
土地	1,140百万円
投資有価証券	2,723百万円
計	4,407百万円

⑵　担保対象負債

支払手形	133百万円
買掛金	3,815百万円
短期借入金	972百万円
その他流動負債	5百万円
長期借入金	94百万円
その他固定負債	12百万円
計	5,034百万円

⑶　有形固定資産の減価償却累計額　12,496百万円

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	48,977千株	－千株	－千株	48,977千株

⑵　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

平成28年６月29日開催の第45回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　449百万円
・１株当たり配当額　10円
・基準日　平成28年３月31日
・効力発生日　平成28年６月30日

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成29年６月29日開催の第46回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　449百万円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当額　10円
・基準日　平成29年３月31日
・効力発生日　平成29年６月30日

6．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

当グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、また銀行等金融機関からの借入により資金調達を行っております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については毎月末に時価の把握を行っております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（※1）	時価（※1）	差額
⑴現金及び預金	7,533	7,533	－
⑵受取手形及び売掛金	13,158	13,158	－
⑶有価証券及び投資有価証券、その他有価証券	7,961	7,961	－
⑷未収入金	3,297	3,297	－
⑸支払手形及び買掛金	(16,139)	(16,139)	－
⑹短期借入金（※2）	(3,281)	(3,281)	－

（※1）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（※2）１年内返済予定の長期借入金については、連結貸借対照表上、短期借入金に含めて表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

⑴現金及び預金、並びに⑵受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。投資信託については、取引金融機関から提示された価格によっております。

⑷未収入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑸支払手形及び買掛金、並びに⑹短期借入金
これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)非上場株式794百万円及び差入保証金2,321百万円は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、非上場株式は⑶有価証券及び投資有価証券、その他有価証券には含めておりません。また、差入保証金は上記連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額の表には含めておりません。

7．賃貸等不動産に関する注記

⑴ 賃貸等不動産の状況に関する事項
当社及び一部の子会社では、千葉県その他の地域において、商業施設などの賃貸等不動産を有しております。

⑵ 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
3,682	9,098

(注1)連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2)当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

8．1株当たり情報に関する注記

⑴ 1株当たり純資産額 641円96銭
⑵ 1株当たり当期純利益 30円42銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10．その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
＜資産の部＞		**＜負債の部＞**	
流動資産	**24,354**	**流動負債**	**18,855**
現金及び預金	6,883	支払手形	373
受取手形	357	買掛金	14,513
売掛金	11,428	短期借入金	1,850
商品及び製品	1,203	1年以内返済予定の長期借入金	169
仕掛品	25	未払金	861
原材料及び貯蔵品	311	未払法人税等	369
前払費用	36	未払費用	62
未収入金	3,201	預り保証金	314
短期貸付金	857	預り金	148
繰延税金資産	59	賞与引当金	64
その他の流動資産	1	ポイント引当金	8
貸倒引当金	△13	その他の流動負債	121
固定資産	**25,124**	**固定負債**	**2,142**
(有形固定資産)	(12,921)	長期借入金	94
建物	3,550	長期預り保証金	297
構築物	61	退職給付引当金	521
機械装置	136	環境対策引当金	23
車輌運搬具	68	長期未払金	168
什器備品	192	リース債務	112
土地	8,912	繰延税金負債	923
(無形固定資産)	(81)	**負債合計**	**20,997**
ソフトウェア	41	**＜純資産の部＞**	
その他の無形固定資産	39	**株主資本**	**25,862**
(投資その他の資産)	(12,121)	**資本金**	**5,599**
投資有価証券	8,403	**資本剰余金**	**5,576**
関係会社株式	2,009	資本準備金	5,576
投資損失引当金	△332	その他資本剰余金	0
長期貸付金	321	**利益剰余金**	**15,556**
差入保証金	1,662	利益準備金	866
退職給与引当保険掛金	60	その他利益剰余金	14,690
破産更生債権等	0	固定資産圧縮積立金	261
その他の投資	134	別途積立金	12,148
貸倒引当金	△139	繰越利益剰余金	2,281
		自己株式	**△869**
		評価・換算差額等	**2,618**
		その他有価証券評価差額金	2,618
		純資産合計	**28,481**
資産合計	**49,478**	**負債・純資産合計**	**49,478**

損 益 計 算 書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**90,564**
売上原価	**80,692**
売上総利益	**9,872**
販売費及び一般管理費	**8,209**
営業利益	**1,662**
営業外収益	**274**
営業外費用	**17**
経常利益	**1,920**
特別利益	**32**
投資有価証券売却益	5
固定資産売却益	26
特別損失	**145**
固定資産処分損	31
投資損失引当金繰入額	105
減損損失	7
税引前当期純利益	**1,807**
法人税、住民税及び事業税	585
法人税等調整額	24
法人税等合計	**609**
当期純利益	**1,197**

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	5,599	5,576	0	5,576	866	263	11,648	2,030	14,808
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△449	△449
固定資産圧縮積立金の取崩						△2		2	－
別途積立金の積立							500	△500	－
当期純利益								1,197	1,197
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△2	500	251	748
当期末残高	5,599	5,576	0	5,576	866	261	12,148	2,281	15,556

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△867	25,116	1,572	1,572	26,688
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△449			△449
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
別途積立金の積立		－			－
当期純利益		1,197			1,197
自己株式の取得	△1	△1			△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			1,046	1,046	1,046
事業年度中の変動額合計	△1	746	1,046	1,046	1,792
当期末残高	△869	25,862	2,618	2,618	28,481

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　子会社及び関連会社株式	移動平均法による原価法
②　その他有価証券	
・時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法
③　たな卸資産の評価基準及び評価方法	
・商品及び製品	月別移動平均法による原価法
・原材料・仕掛品	月別移動平均法による原価法
・貯蔵品	最終仕入原価法 貸借対照表価額については収益性の低下に基づいて簿価切下げの方法により算定しております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法。ただし、精米工場の建物・構築物・機械装置、ホテル部門の建物・構築物及び平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
②　無形固定資産（リース資産を除く）及び投資その他の資産	
・自社利用のソフトウェア	社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
・その他の無形固定資産	定額法によっております。
③　リース資産	
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については財務内容評価法またはキャッシュ・フロー見積法によって、回収不能見込額を計上しております。
②　投資損失引当金	子会社等への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して実質価額の低下額を計上しております。
③　賞与引当金	従業員に支給する賞与の支払に充てるため、当社所定の計算方法による支払見込み相当額を計上しております。

④　ポイント引当金　　将来のポイント使用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、過去の使用実績から将来使用されると見込まれる金額に基づき、計上しております。

⑤　退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき計上しております。未認識数理計算上の差異については、平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）で按分した額を発生年度の翌事業年度より費用処理しております。また、過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

⑥　環境対策引当金　　ＰＣＢ廃棄物の処理に関する支出に備えるため、当事業年度末において、合理的に見積もることができる額を計上しております。

⑷　その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理　　税抜処理によっております。

２．会計方針の変更

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当計算書類に与える影響は軽微であります。

３．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

4．貸借対照表に関する注記

⑴ 担保に供している資産

定期預金	10百万円
建物	439百万円
土地	773百万円
投資有価証券	2,158百万円
計	3,381百万円

⑵ 担保対象負債

支払手形	133百万円
買掛金	3,121百万円
短期借入金	650百万円
一年以内返済予定の長期借入金	169百万円
預り保証金	5百万円
長期借入金	94百万円
長期預り保証金	12百万円
計	4,186百万円

また、上記のうち、建物15百万円及び土地382百万円は、ユアサフナショク・リカー㈱の取引保証のため担保に供しております。

なお、上記の他に、投資有価証券551百万円をユアサフナショク・リカー㈱の取引保証のため担保に供しております。

⑶ 有形固定資産の減価償却累計額 10,230百万円

⑷ 偶発債務

① 銀行借入に対する保証	
ユアサフナショク・リカー㈱	290百万円
㈱ニュー・ノザワ・フーズ	450百万円
太陽商事㈱	390百万円
計	1,130百万円
② 商品売買取引に対する保証	
ユアサフナショク・リカー㈱	648百万円

⑸ 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	1,036百万円
② 短期金銭債務	164百万円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	4,441百万円
② 仕入高等	1,510百万円
③ 営業取引以外の取引高	43百万円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,017千株	5千株	－千株	4,023千株

（注）自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	42百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	289百万円
役員退職慰労金未払額	51百万円
減損損失	67百万円
未払事業税	24百万円
その他	234百万円
繰延税金資産小計	711百万円
評価性引当額	△235百万円
繰延税金資産合計	476百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△114百万円
退職給付信託設定益	△76百万円
その他有価証券評価差額金	△1,149百万円
繰延税金負債合計	△1,340百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△864百万円

8．リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

⑴　事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物	54百万円	50百万円	3百万円
合計	54	50	3

⑵　事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	3百万円
1年超	0百万円
合計	3百万円

9．関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ユアサフナショク・リカー㈱	52	酒類等卸売業	所有直接 100	債務保証 役員の兼任	債務保証(注1) 保証料の受入 商品売買取引に対する債務保証に係る土地・建物・有価証券の担保提供(注2)	939 0 560	－	－
子会社	㈱ニュー・ノザワ・フーズ	50	米穀類卸売業	所有直接 100	債務保証 役員の兼任	債務保証(注3) 保証料の受入 資金の貸付(注4) 受取利息	450 0 － 8	短期貸付金	－ － 550 －
子会社	太陽商事㈱	180	酒類等卸売業	所有直接 57.53	債務保証 役員の兼任	債務保証(注5) 保証料の受入	390 0	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) ユアサフナショク・リカー㈱の銀行借入及び商品売買取引に対する債務保証であり、主に年利0.2%の保証料を受領しております。

(注2) ユアサフナショク・リカー㈱の商品売買取引に対して、当社の土地・建物・投資有価証券の担保提供を行っており、取引金額は、この保証を受けている債務の残高を記載しております。

(注3) ㈱ニュー・ノザワ・フーズの銀行借入及び商品売買取引に対する債務保証であり、主に年利0.2%の保証料を受領しております。

(注4) 貸付金利は市場金利を勘案して決定しております。

(注5) 太陽商事㈱の銀行借入に対する債務保証であり、年利の0.25%の保証料を受領しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

⑴ 1株当たり純資産額　633円57銭

⑵ 1株当たり当期純利益　26円64銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月10日

ユアサ・フナショク株式会社

取締役会　御中

仰 星 監 査 法 人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　山　﨑　清　孝　㊞

業務執行社員　公認会計士　小　川　　聡　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ユアサ・フナショク株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユアサ・フナショク株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月10日

ユアサ・フナショク株式会社

取締役会　御中

仰 星 監 査 法 人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　山　﨑　清　孝　㊞

業務執行社員　公認会計士　小　川　　聡　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ユアサ・フナショク株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月12日

ユアサ・フナショク株式会社　監査役会

常勤監査役　吉富　聰　㊞

社外監査役　篠原啓慶　㊞

社外監査役　野澤　務　㊞

社外監査役　安良博男　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、安定配当の維持、今後の事業展開等を勘案して以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　金銭
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき10円　総額449,540,010円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成29年６月30日

第２号議案　株式併合の件

１．株式併合を必要とする理由

　全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

　当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（５万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式の併合を行うものであります。

２．併合の割合

　当社普通株式について、10株を１株に併合いたしたいと存じます。

　なお、株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

３．株式併合の効力発生日

　平成29年10月１日

４．効力発生日における発行可能株式総数

　9,850,000株

５．その他

　本議案に係る株式併合は、第３号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

　なお、その他手続上の必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第３号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（1）インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の公告方法を定めるため、現行定款第５条（公告方法）を変更するものであります。

（2）第２号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、現行定款第６条（発行可能株式総数）および第８条（単元株式数）について、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を減少させるとともに、単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するものであります。また、本事項の定款変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成29年10月１日をもって生じる旨の附則を設けるものであります。なお、株式併合の効力発生日経過後は、当該附則を削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（公告方法） 第５条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	（公告方法） 第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、 98,500,000株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、 9,850,000株とする。
第７条　（条文省略）	第７条　（現行どおり）
（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。	（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。
（新　　設）	附　則 第６条および第８条の変更は、平成29年10月１日をもって効力を生ずるものとし、効力発生日の経過後、本附則を削除する。

第４号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	もろ　さわ　たか　よし 諸　澤　隆　芳 （昭和22年4月28日生）	昭和45年３月　株式会社湯浅商店入社 平成11年６月　当社食品本部長 平成12年６月　当社取締役食品本部長 平成15年６月　当社常務取締役 平成19年５月　当社専務取締役 平成20年４月　当社代表取締役社長 現在に至る	156,561株
	取締役候補者とした理由 平成20年4月から当社の代表取締役社長として、当社グループの経営の指揮をとり、事業を推進しております。企業経営者としての見識にも優れ、その能力、実績および経験を生かして当社経営を担えるものと判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	お　なぎ　かず　よし 小　梛　一　義 （昭和28年８月10日生）	昭和51年３月　当社入社 平成８年４月　当社石岡支店長 平成17年４月　当社食品本部副本部長 平成17年７月　当社執行役員食品本部副本部長 平成19年５月　当社執行役員食品本部長 平成19年６月　当社取締役食品本部長 平成23年６月　当社常務取締役食品本部長、米穀本部担当 平成26年４月　当社常務取締役支店統括、米穀本部担当 平成28年４月　当社専務取締役商事部門統括、東京支店長 現在に至る	67,752株
	取締役候補者とした理由 専務取締役として、当社グループの各事業および経営管理に関する豊富な知識、経験を有しており、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	えん　どう　じゅん　じ 遠　藤　順　士 （昭和30年７月２日生）	昭和53年３月　当社入社 平成８年４月　当社木更津支店長 平成19年５月　当社執行役員横浜支店長 平成21年６月　当社取締役東京支店長 平成24年６月　当社取締役千葉支店長 平成25年６月　当社常務取締役千葉支店長 平成26年４月　当社常務取締役千葉支店長、低温食品本部担当 平成27年４月　当社常務取締役業務用商品本部長、飼料畜産本部担当 平成28年４月　専務取締役業務用商品本部、飼料畜産本部担当 現在に至る	47,382株
	取締役候補者とした理由 専務取締役として、当社グループの各事業および経営管理に関する豊富な知識、経験を有しておりますので、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
4	やま　だ　とも　ゆき 山　田　共　之 （昭和33年５月２日生）	昭和56年３月　当社入社 平成13年４月　当社旭支店長 平成17年４月　当社千葉支店長 平成19年５月　当社執行役員千葉支店長 平成23年６月　当社取締役千葉支店長 平成24年４月　当社取締役東京支店長 平成27年４月　当社常務取締役東京支店長 平成28年４月　当社常務取締役食品本部長、米穀本部担当 現在に至る	43,040株
	取締役候補者とした理由 常務取締役として、主に当社グループの食品および米穀の卸売事業の経営方針および経営戦略の策定に携わり、経営全般について豊富な経験、見識、実績を有しておりますので、適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	黒坂幸夫 (くろさかゆきお) (昭和31年1月10日生)	昭和49年３月　当社入社 平成13年６月　当社経営企画室長兼経理部長 平成20年４月　当社執行役員管理本部副本部長兼経理部長 平成24年６月　当社取締役管理本部長兼経営企画室長 平成28年４月　当社常務取締役管理本部長兼経営企画室長 現在に至る	37,239株
	取締役候補者とした理由 常務取締役として、主に総務、人事、経理、財務等を担当しており、当社グループの経営方針および経営戦略の策定に携わり、経営全般について豊富な経験、見識を有しておりますので、適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
6	和泉正則 (いずみまさのり) (昭和30年６月27日生)	昭和53年10月　山野株式会社入社 昭和60年10月　同社両国ホテル支配人 平成元年10月　当社両国パールホテル支配人 平成17年７月　当社執行役員ホテル事業本部副本部長 平成24年10月　当社執行役員ホテル事業本部長兼ホテル事業部長 平成25年６月　当社取締役ホテル事業本部長 平成28年４月　当社常務取締役ホテル事業本部長 現在に至る （重要な兼職の状況） ホテルサンライト株式会社代表取締役社長	19,097株
	取締役役候補者とした理由 常務取締役として、主に当社グループのホテル事業の経営方針および経営戦略の策定に携わり、経営全般について豊富な経験、見識、実績を有しておりますので、適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	白鳥（しらとり） 剛（つよし） （昭和36年8月10日生）	昭和55年３月　当社入社 平成17年２月　当社菓子部長 平成22年４月　当社執行役員菓子部長 平成27年４月　当社執行役員千葉支店長兼低温食品部長 平成27年６月　当社取締役千葉支店長兼低温食品本部長 現在に至る	13,232株
	取締役候補者とした理由 取締役として、主に食品、低温食品の経営方針および営業戦略に携わり、経営全般について豊富な経験、見識、実績を有しておりますので、適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
8	和氣（わけ） 満美子（まみこ） （昭和42年９月14日生） （注）２	平成12年10月　弁護士登録 平成15年４月　日本弁護士連合会弁護士業務改革委員会幹事 平成17年４月　第二東京弁護士会弁護士業務委員会副委員長 平成18年６月　はる総合法律事務所所属 平成22年４月　東京簡易裁判所民事調停委員 平成27年６月　当社社外取締役（現任） 平成29年５月　はる法律事務所設立 現在に至る	― 株
	社外取締役候補者とした理由 同氏は社外役員となること以外の方法で、経営に関与したことはありませんが、弁護士としての知識と経験を有しており、独立した立場から取締役会において経営全般に関する意見、助言をいただいておりますので、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	おく だ りょう ぞう 奥田良三 (昭和38年1月29日生)	昭和60年４月　当社入社 平成14年４月　当社松戸支店長 平成16年10月　当社物流統括室長 平成20年４月　当社物流統括室長、兼営業企画室長 平成22年４月　当社食品本部商品部長、兼物流統括室長 平成25年４月　当社業務用商品本部副本部長、兼食品原料部長 平成28年４月　当社執行役員業務用商品本部長、兼食品原料部長、開発室長 平成28年６月　当社取締役業務用商品本部長、兼食品原料部長、開発室長 平成29年４月　当社取締役業務用商品本部長、開発室長現在に至る	3,628株
	取締役候補者とした理由 取締役役として、主に業務用商品の経営方針、営業戦略に携わり、経営全般について豊富な経験、見識、実績を有しておりますので、適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

(注) 1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．和氣満美子氏の戸籍上の名は、栗宇満美子氏であります。
3．和氣満美子氏は、社外取締役候補者であります。
4．和氣満美子氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
5．当社は、和氣満美子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定です。

第５号議案　当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、平成20年6月27日開催の第37回定時株主総会において株主の皆様よりご承認を得て、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反すると判断される当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を導入いたしました。さらに、同対応策は、平成26年6月27日開催の第43回定時株主総会において株主の皆様よりご承認を得て、更新されております（当該2度目の更新後の当社の買収防衛策を、以下本議案において「旧プラン」といいます。）が、旧プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時をもって満了いたします。

当社は、旧プラン更新後も買収防衛策の在り方について検討を行った結果、平成29年5月12日開催の取締役会において、当社取締役全員の賛成により、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧プランを下記のとおり修正して更新することを決定いたしました（当該3度目の更新後の当社の買収防衛策を、以下本議案において「本プラン」といいます。）。

本議案は、本プランにつきまして株主の皆様の意思を適切に反映させるため、出席株主の皆様の議決権の過半数以上の賛成をもってご承認をお願いするものであります。

なお、本プランは、旧プランに形式的な文言等の修正を行っておりますが、内容を実質的に変更している箇所はございません。

記

Ⅰ　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、株式市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大量買付行為（下記Ⅲ2.(3)①で定義されます。以下同じとします。）またはこれに類似する行為があった場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様の意思に基づいて判断されるべきものと考えております。

しかしながら、株券等の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の経営陣や株主が株券等の大量買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の経営陣が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が大量買付者（下記Ⅲ2.(3)①で定義されます。以下同じとします。）の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために大量買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企

業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、外部者である大量買付者が大量買付行為を行う場合に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、大量買付者の属性、大量買付行為の目的、大量買付者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の大量買付者の情報を把握した上で、大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付行為が強行される場合には、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益が著しく害される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さない大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

Ⅱ　当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、上記Ⅰの基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

この取組みは、下記1.に記載の当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に向上させるべく十分に検討されたものであります。したがって、上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

1．当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和12年に肥料・米・雑穀・小麦粉・飼料等の販売を目的に設立された株式会社湯浅商店を母体とし、食品流通事業として食文化、食生活の変遷と共に多様な商品を取り扱い、また、安心・安全な商品の供給を通じて地域の生活者の健康で豊かな食生活に貢献していくことを経営の基本として事業展開をしてまいりました。

一方、安定した収益を確保するため、昭和42年に不動産の賃貸事業、昭和46年にビジネスホテル事業を開始し、これら3つの事業を中心に、企業価値を向上させてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、①食品流通事業においては、千葉県を中核とした首都圏での中堅・中小スーパーを中心とした販売網、きめ細かい対応を行う営業・物流網及び長年にわたっ

て培われた多くの食品メーカー等との信用を背景とした食品（酒類・飲料を含みます。）、業務用食材、自社精米商品並びに小麦粉、油脂、砂糖等の原材料、加えて飼料、畜産物等の豊富な品揃えにあります。②ビジネスホテル事業においては、東京都、神奈川県を中心に利便性の高い駅前の好立地に展開するビジネスホテル及び快適な客室を提供する運営ノウハウにあります。③不動産賃貸事業においては、ＪＲ船橋駅前にある大手百貨店が入居する賃貸ビルによる安定収益にあります。

そしてこれらの企業価値の源泉の根幹には、長年にわたって築き上げてきたお取引先、お客様との堅い信頼関係や中長期的な人材育成により培われた従業員の優秀な業務遂行能力及び従業員一人ひとりがその能力を存分に発揮することのできる企業風土があります。

当社は、これら当社の企業価値の源泉を今後も継続して発展させていくことが、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

2．企業価値向上のための取組み

当社は、企業価値の向上に向けた取組みとして、食品流通事業においては、消費者の生活圏にある中堅・中小食品スーパーを中心にドラッグストアー、ホームセンター等への営業を展開するとともに、少子高齢化、人口減少等の構造的変化が進み、食生活も一層多様化する中、常に変化していく顧客ニーズに的確に対応し、物流機能、情報機能、リテールサポート機能等の卸売機能の強化を図っております。また、食品の安全に対する関心が高まる中、お取引先とともに安心･安全な商品の供給を通じて地域の生活者の健康で豊かな食生活に貢献してまいります。

また、総合食品商社として、食品（酒類・飲料を含みます。）、低温食品、業務用商品、飼料畜産、米穀の部門構成の中で、お取引先が必要とする食品のすべての品揃えに応えるフルライン体制を強化するとともに、食品メーカーへ小麦粉、油脂、砂糖等の原材料を販売しそのメーカーの商品を販売する取組み､養豚養鶏の生産者に飼料を販売しその生産物を食肉加工メーカーに販売する取組み等に加え、米穀は自社工場による精米商品の製造を拡充するなど、食に関わる多様なお取引の中で、営業基盤の強化を図っております。

ビジネスホテル事業においては、設備の充実を継続的に行うとともに、接遇の向上を図る中で快適で魅力ある客室を提供しております。また、ビジネス客、観光客等の国内利用に加え、中国・韓国・台湾を中心とする海外からの旅行者の集客に努め、稼働率の維持、向上を図り収益を確保しております。

不動産賃貸事業においては、安定的な収益の確保に努めております。

当社は、これらの事業を3本の柱と位置付けて、食品流通事業を中心に、ビジネスホテル事業、不動産賃貸事業を行う総合食品商社として、安定した業績と健全な財務体質を築くことに

より、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に取り組んでまいります。

3．コーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められる中、継続的に企業価値を高めるため、経営の効率化、判断の迅速化をすすめるとともに、経営チェック機能の充実及び適時かつ適切な情報開示を行い経営の透明性を高めることを重要な課題と位置付けております。

また、当社の事業内容は、お取引先から信頼を得ることが経営上の重要事項であります。

そのため、当社は、監査役会設置会社として、取締役が業務執行を直接担当することで、経営者がお取引先との関係をより身近に感じ、経営に反映させることができる会社形態をとっております。

業務執行については、経営上の最高意思決定機関である取締役会を毎月1回開催しており、役付取締役で構成される常務会及び役付取締役、各本部長で構成される本部長会議を原則毎月2回開催し、業務全般にわたる迅速な意思決定と情報の共有化を図っております。

経営チェック機能としては、社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しており、透明性の高い公正な経営監視体制の確立に努めております。

なお、当社は、従来から取締役の解任について、会社法の原則（会社法第339条第1項、第341条）に従い、議決権の過半数を有する株主の皆様が株主総会に出席し、かつその議決権の過半数を有する株主の皆様が当社の現行の経営陣に反対された場合には、いつでもこれを交代させることが可能である、という普通決議によることとしております。

Ⅲ　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1．企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現

（1）企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反する株券等の大量買付行為の存在

当社においては、企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様に十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として株

券等の大量買付行為を強行するといった動きも見受けられます。

もとより株券等の大量買付行為は、たとえそれが対象となる会社の経営陣の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら対象となる会社の株価を上昇させて当該株券等を高値で会社関係者等に買い取らせる目的で行われるものなど、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白な、いわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、前述のとおり、長年築いてきたお客様との信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様の利益につながるものであることを確信しております。当社株券等の大量買付者がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保し、向上させる者でなければ、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益は著しく害されることになります。

（2）本プラン更新の必要性

当社の株券等は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由に取引していただいております。したがって、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記(1)のような状況下で大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様に適切にご判断いただき、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社取締役会は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社取締役会は、このような考え方に立ち、旧プランに所要の修正を加えた上で、以下のとおり本プランとして更新することを決定いたしました。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めています。

なお、現時点において、当社が大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

また、平成29年3月末日現在の大株主の状況は、本株主総会招集ご通知８ページ「会社の株式に関する事項」に記載のとおりとなっております。

２．本プランの内容

（１）本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様に当社普通株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

（２）本プランの更新手続－本定時株主総会における承認

旧プランは、平成26年6月27日開催の第43回定時株主総会による承認を得たものでありますが、本プランの更新についても、株主の皆様の意思を適切に反映するため、本定時株主総会における決議によるご承認をお願いするものであります。

（3）本プランの発動に係る手続

①対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為の結果、

ⅰ. 当社の株券等[1]の保有者[2]が保有[3]する当社の株券等に係る株券等保有割合[4]の合計

ⅱ. 当社の株券等[5]の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為を行う者が所有[6]しまたは所有することとなる当社の株券等及びその者の特別関係者[7]が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合[8]の合計

のいずれかが、20%以上となる者（以下「特定株式保有者」といいます。）による当社株券等の買付けその他の有償の譲受けもしくはこれらに類似する行為またはその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいいます。以下同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。
5. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下ⅱにおいて同じとします。
6. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいいます。以下同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
8. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

②本プランの開示及び大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて株式会社東京証券取引所の定める諸規則に基づき適時開示を

行うとともに、当社のホームページ（http://www.yuasa-funashoku.com/）に本プランを掲載いたしました。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを下記④に定める独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途要求する追加の情報を、大量買付者から日本語で提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容及び性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会の評価・検討等を行うために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。かかる追加情報提供の要求は、適宜回答期限を定めたうえで、上記買付提案書受領後またはその後の追加情報受領後10営業日以内に行うこととします。

ⅰ.大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、及び当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）

ⅱ.大量買付者及びそのグループが現に保有する当社の株券等の数、並びに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況

ⅲ.大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法及び内容（大量買付行為による取得を予定する当社の株券等の種類及び数、大量買付行為の対価の額及び種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性並びに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）

ⅳ.大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。）の概要
ⅴ.大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
ⅵ.大量買付行為後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100％の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）
ⅶ.大量買付行為後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
ⅷ.大量買付行為のために投下した資本の回収方針
ⅸ.反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連性が存在する場合にはその内容
ⅹ.その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実について、また、買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実について、速やかに株主の皆様に情報開示を行います。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様のご判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様に情報開示を行います。

③当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様に買収の是非を適切にご判断いただき、当社取締役会の評価・検討等を行うために必要な水準を満たすものであると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、その旨並びに下記の取締役会評価期間の始期及び終期について、直ちに大量買付者及び独立委員会に通知し、適時かつ適切に株主の皆様に情報開示を行います。当社取締役会は、原則として、当該大量買付者による大量買付行為が対価を現金（円貨）のみとする当社の全株券等の買付け等の場合には大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以

内、その他の方法による場合は90日以内（以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を十分検討の上とりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に情報開示を行います。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動に関する決議に至らないことにつき止むを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該延長の具体的期間及びその延長が必要とされる理由を、大量買付者及び独立委員会に通知し、適時かつ適切に株主の皆様に情報開示を行います。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記⑦に定める不発動決定通知を受領した場合、大量買付者は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

④独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、並びに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。本プラン更新時の独立委員会の委員には、篠原啓慶氏、竹内眞也氏及び福崎真也氏の合計3名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙1「独立委員会委員の氏名及び略歴」に記載のとおりであり、独立委員会規則の概要は、別紙2「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。また、独立委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様に情報開示を行います。

⑤対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得た上で、当社取締役全員の一致により発動の決議をすることといたします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様に情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的内容並びに当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

⑥対抗措置の発動の条件

ⅰ．大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

ⅱ. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

（ⅰ）高値買取要求を狙う買収である場合

（ⅱ）重要な資産・技術情報等を廉価に取得するなど、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合

（ⅲ）会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合

（ⅳ）会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的高配当をさせるか、一時的高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合

（ⅴ）当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買収である場合

（ⅵ）最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付けを行うなど、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合

（ⅶ）大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
（ⅷ）大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
（ⅸ）前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
a. 顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益が著しく害されることを回避することができないかまたはそのおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合

⑦当社取締役会による対抗措置の発動・不発動に関する決定

当社取締役会は、上記⑥ⅰまたはⅱのいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動または不発動に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知（不発動の決定に係る通知を、以下「不発動決定通知」といいます。）し、株主の皆様に情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後または当社取締役会から不発動決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

⑧当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を発動すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動または中止に関する決定を行うことができます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知し、株主の皆様に情報開示を行います。

（4）対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙3「新株予約権の要

項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合で本新株予約権が割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して、1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されます。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。

ただし、特定株式保有者及びその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で特定株式保有者及びその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

上記(1)に記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時かつ適切に株主の皆様に情報開示を行います。

（5）本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から平成32年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を踏まえた上で、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。

なお、本プランは平成29年5月12日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的な考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

当社取締役会は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

また、平成32年3月期に関する定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続もしくは更新の可否、または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

3．株主及び投資家の皆様への影響

（1）本プランの更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの更新時点においては、対抗措置自体は発動されませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

（2）本新株予約権の無償割当ての実施により株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4) ②に記載の手続により、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社普通株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止しまたは無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合に

は、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

（3）本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、特定株式保有者及びその関係者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、特定株式保有者及びその関係者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様に当社普通株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社普通株式が記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分について、譲渡による投下資本の回収がその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

（4）本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続等

①本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項並びに株主自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個あたり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には、調整後の株数）の当社普通株式が交付されることになります。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点に、ご注意ください。

②当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項ごとに、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様に交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者またはその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法及び当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が当社取締役会において決定された後、株主の皆様に開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

Ⅳ　本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが、上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1．買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

2．企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として更新されていること

本プランは、上記Ⅲに記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に関する提案に応じるべきか否かを株主の皆様にご判断いただき、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必

要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として更新されるものです。

3．株主意思を重視するものであること

本プランは、更新にあたり株主の皆様の意思を適切に反映させる機会を確保するため、本定時株主総会において株主の皆様の承認をいただくことを条件として更新されます。上記Ⅲ 2.(2)に記載のとおり、本定時株主総会において本議案をお諮りし、本議案が承認されない場合、本プランは更新されません。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の判断を株主の皆様が取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様に示すものです。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

4．独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記Ⅲ 2.(3) ④に記載のとおり、本プランの更新にあたり、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しています。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様に情報開示を行うこととされており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

5．合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ 2.(3)に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6．独立した地位にある第三者専門家の助言の取得

本プランは、上記Ⅲ 2.(3) ③及び⑤に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会及び独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会及び独立委員会による判断の公正性及び合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

7．デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記Ⅲ 2.(5)に記載のとおり、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は取締役の任期を2年としており、期差任期制度を採用していないため、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないためその発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

以　上

（別紙1）

独立委員会委員の氏名及び略歴

本プラン更新当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

篠原　啓慶（しのはら　ひろよし）

略　歴：
- 昭和49年 2 月　監査法人中央会計事務所入所
- 昭和53年 2 月　税理士事務所開設（現在に至る）
- 昭和62年 7 月　中央新光監査法人代表社員就任
- 平成10年 6 月　当社社外監査役（現任）
- 平成13年 4 月　独立行政法人国立博物館（現 独立行政法人国立文化財機構）監事
- 平成18年 6 月　株式会社熊谷組社外監査役（平成26年6月退任）

竹内　眞也（たけうち　しんや）

略　歴：
- 昭和37年 4 月　株式会社千葉銀行入行
- 平成 3 年 6 月　同行取締役
- 平成 5 年 6 月　同行常務取締役
- 平成 8 年 4 月　ちばぎんビジネスサービス株式会社取締役社長
- 平成11年 4 月　東方エージェンシー株式会社取締役社長
- 平成14年 6 月　ちば債権回収株式会社取締役会長（平成16年6月退任）
- 平成16年 6 月　当社社外監査役（平成20年6月退任）
- 平成16年 7 月　財団法人千葉県福祉財団専務理事（平成23年6月退任）

福崎　真也（ふくざき　しんや）

略　歴：
- 平成 9 年 4 月　弁護士登録（東京弁護士会）
- 同　九段綜合法律事務所入所
- 平成13年10月　番町スクエア法律事務所開設（現在に至る）
- 平成16年 6 月　ロンツ債権回収株式会社取締役就任（平成28年2月退任）
- 平成26年 6 月　ヤマシンフィルタ監査役就任（平成28年6月退任）
- 平成28年 6 月　同社取締役（監査等委員）就任（現任）
- 平成28年 6 月　株式会社コロワイド取締役（監査等委員）就任（現任）

（50音順）

以　上

（別紙2）

独立委員会規則の概要

第１条　当社は、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策、以下「本プラン」という。）の導入・更新に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性及び中立性の確保に資することを目的とする。

第２条　独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員は、就任にあたり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結する。

① 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）または監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）等となったことがない者
② 現在または過去における当社等の取締役または監査役等の一定範囲の親族でない者
③ 当社等と現に取引のある金融機関において、過去3年間取締役または監査役等となったことがない者
④ 当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先において、過去3年間取締役または監査役等でない者
⑤ 当社等との取引先ではなく、当社等との間に特別の利害関係のない者
⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者）

2　委員の選任及び解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。

3　委員の任期は、第1項第2文の契約に別段の定めがない限り、平成29年3月期に関する定時株主総会の終結の時（ただし、本プランの期間中に選任された委員については、選任の時）から、平成32年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

第３条　独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。

① 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
② 買付提案の内容が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するか否かの決定並びに対抗措置の発動または不発動

③　対抗措置の中止
④　①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
⑤　本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
⑥　取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

第４条　独立委員会の決議は、原則として委員の全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。

第５条　独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

第６条　取締役会は、その決議により、独立委員会を招集することができる。

第７条　取締役会は、独立委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。

第８条　独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由及びその根拠を説明しなければならない。

以　上

（別紙3）

新株予約権の要項

1. 割当対象株主
本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

2. 発行する新株予約権の総数
割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日
本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
① 新株予約権の目的である株式の種類
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
② 新株予約権の目的である株式の数
新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株以下で当社取締役会が定める数とする。
ただし、第5項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

5. 新株予約権の目的である株式の数の調整
① 当社が、割当期日後、当社株式の分割もしくは併合または合併もしくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。
② 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨及びその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数及びその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知または定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに上記の通知または公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の払込金額
無償とする。

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。

8. 新株予約権の行使期間
本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日（以下「行使期間開始日」という。）とし、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知または公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

9. 新株予約権の行使の条件
① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。
a. 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為の結果、
Ⅰ 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計
Ⅱ 当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為を行う者が所有しまたは所有することとなる当社の株券等及びその者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計
のいずれかが、20%以上となる者をいう。
b. a.Ⅰにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。a.Ⅱにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。
c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。
d. 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。
e. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。
f. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。

g. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。

h. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。

② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。特定株式保有者、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、もしくはその特別関係者またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配されもしくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者（ただし、その者が当社の株券等を取得または保有することが当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととする。）

③ 上記②の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。

④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

10. 当社による新株予約権の取得

① 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）の翌日以降行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。

② 当社は、第8項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。

11. 新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。

12. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。

13. 合併、会社分割、株式交換または株式移転の場合における新株予約権の交付及びその条件
本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。

14. 新株予約権証券の不発行
新株予約権証券は、発行しない。

15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、本新株予約権無償割当て決議において定める額とする。

16. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法
新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項並びに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法及びその関連法規（日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を第8項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。

17. 新株予約権行使の効力発生時期等
新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書及び添付書類が払込取扱場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所に入金された時に生じるものとする。

18. 法令の改正等
新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正または廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正または廃止の趣旨及び文言を勘案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

以　上

(ご参考)

当社株券等の大量買付行為開始時のフローチャート

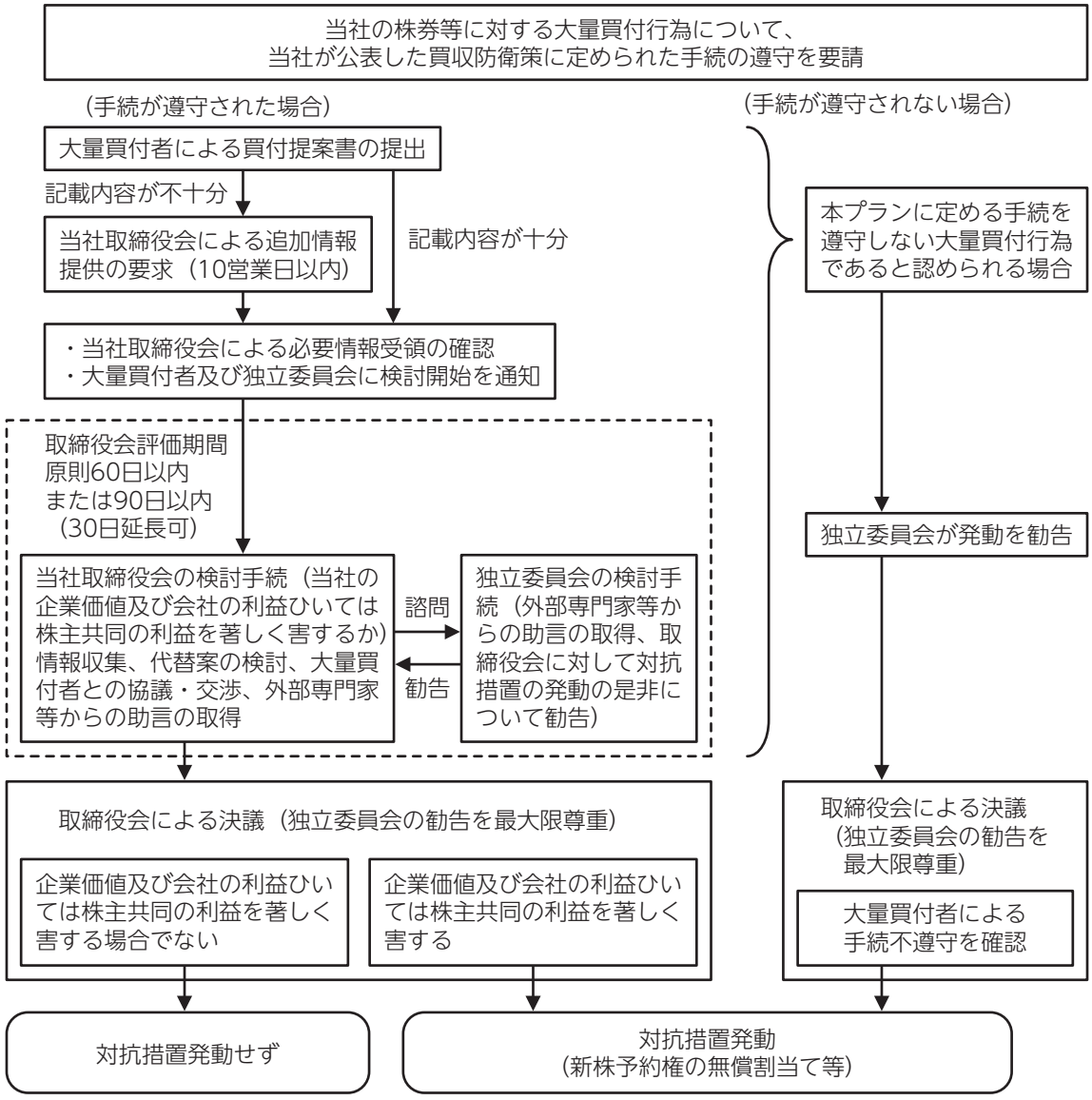

(注) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては、本文をご参照ください。

以　上

（メ　モ）

（メ　モ）

株主総会会場のご案内

【会　場】千葉県船橋市本町1丁目10番10号
船橋商工会議所会館6階（大ホール）
(電話)047－432－0211

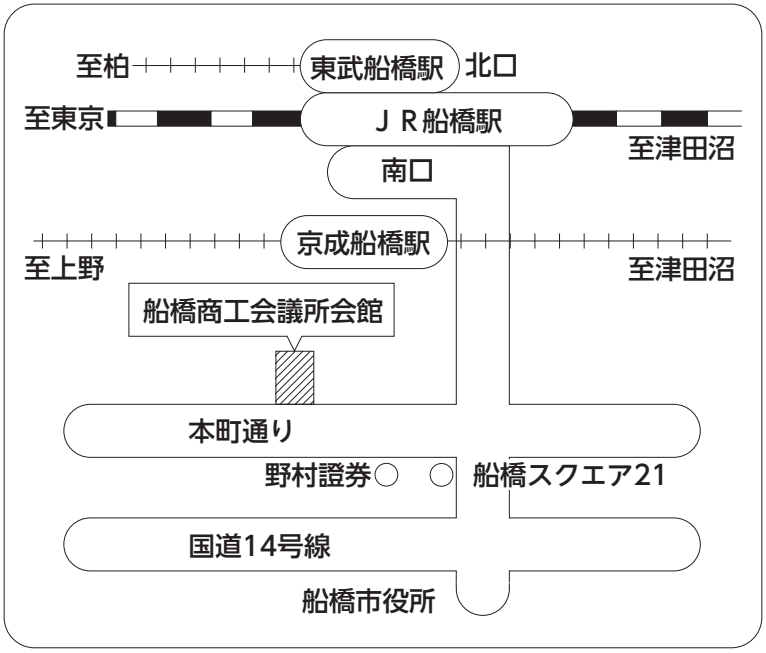

【最寄駅】京　成　線　京成船橋駅
ＪＲ総武線　船　橋　駅
東武アーバンパークライン(野田線)　船橋駅

※駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。